

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年12月10日（平成27年（行情）諮問第729号）及び
平成28年9月6日（平成28年（行情）諮問第560号）

答申日：平成29年1月27日（平成28年度（行情）答申第692号及び同
第696号）

事件名：「通達一覧 平成27年 航空幕僚監部」の一部開示決定に関する件
「通達一覧 平成27年 航空幕僚監部」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月31日付け防官文第13396号、平成28年3月4日付け防官文第3820号及び同月22日付け防官文第5711号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、原処分1ないし原処分3を併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容

を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

- (6) 本件対象文書の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定を求める。(平成28年(行情)諮問第560号)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成27年(行情)諮問第729号

本件開示請求は、「2015年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として文書1を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年8月31日付け防官文第13396号により、本件対象文書の一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする一部開示決定(原処分1)を行った。本件異議申立ては、原処分1に対してされたものである。

- (2) 平成28年(行情)諮問第560号

本件開示請求は、「2015年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書2を特定し、平成28年3月4日付け防官文第3820号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分2)を行った後、同月22日付け防官文第5711号により当初の一部開示決定を変更する一部開示決定(原処分3)を行ったところ、同月31日にそれぞれ異議申立て(以下、それぞれ「異議申立て1」、「異議申立て2」という。)がされたものである。

なお、諮問に当たって、異議申立て1と異議申立て2を併合する。

2 不開示とした部分及び理由について

- (1) 平成27年(行情)諮問第729号

原処分1において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙2(ただし、番号4ないし6を除く。)のとおりである。

- (2) 平成28年(行情)諮問第560号

原処分3において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙2のとおりである。

3 異議申立人の主張について(平成27年(行情)諮問第729号及び平成28年(行情)諮問第560号)

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分にお

いて特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

なお、本件異議申立てを受け、文書2の法5条該当性を改めて検討した結果、その一部については、開示することが妥当であると判断し、原処分3を変更し改めて開示決定等を行うこととする。(平成28年(行情)諮問第560号のみ。)

(5) 異議申立人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性がある。」として、改めて特定するよう求めるが、本来の電磁的記録形式と開示決定通知書で特定されたファイル数を改めて確認したところ、ファイル数に違いはなく、特定は適正に行われている。(平成28年(行情)諮問第5

60号のみ。)

(6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月10日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第729号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成28年1月12日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ④ 同月13日 審議（同上）
- ⑤ 同年9月6日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第560号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同月13日 本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第729号）
- ⑧ 同月30日 審議（平成28年（行情）諮問第560号）
- ⑨ 同年10月11日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑩ 平成29年1月18日 本件対象文書の見分及び審議（平成27年（行情）諮問第729号及び平成28年（行情）諮問第560号）
- ⑪ 同月25日 平成27年（行情）諮問第729号及び平成28年（行情）諮問第560号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、航空幕僚長が発出した通達の一覧であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、上記第3の3（4）のとおり、諮問に際して、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、一部（空幕通第240号の件名）を開示するとしているものの、その余の部分（別紙2）については、なお、原処分を維持することが妥当であるとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙2の番号1及び5に掲げる部分

当該不開示部分は、航空自衛隊の通信の保全に関する情報を含む通達の件名であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙2の番号2に掲げる部分

当該不開示部分は、航空自衛隊が特殊な状況を想定し実施した総合訓練の内容に関する情報を含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の各種事態への対応能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙2の番号3及び4に掲げる部分

当該不開示部分は、他国の軍関係者の基地訪問に関する情報及び他国との交流等に関する情報を含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙2の番号6に掲げる部分

当該不開示部分は、情報担当者の交流についての情報を含む通達の件名の一部であることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが

妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 1 平成 27 年 (行情) 諮問第 729 号関係
文書 1 「通達一覽 平成 27 年 航空幕僚監部」

- 2 平成 28 年 (行情) 諮問第 560 号関係
文書 2 「通達一覽 平成 27 年 航空幕僚監部」

別紙 2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	25 ～ 27 枚目	空幕通第16号, 第52号, 第60号, 第62号, 第78号, 第79号, 第84号, 第85号及び第143号の件名	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 航空自衛隊の通信の保全要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
2	30 枚目	空幕運第142号の件名の一部	航空自衛隊の訓練の実施に関する情報であり, これを公にすることにより, 航空自衛隊の各種事態への対応能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
3	31 枚目	空幕情第79号の件名の一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
4	69 枚目	空幕防第260号の件名の一部	
5	71 ～ 74 枚目	空幕通第152号, 第157号, 第164号, 第172号, 第182号, 第195号, 第197号, 第198号, 第208号, 第213号, 第221号, 第224号から第226号まで, 第231号, 第234号, 第235号, 第245号, 第247号, 第250号,	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 航空自衛隊の通信の保全要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。

		第255号から第257号まで，第260号，第282号，第293号，第294号，第298号，第310号及び第315号の件名	
6	78 ～ 79 枚目	空幕情第777号，第785号，第805号及び第1387号の件名の一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の情報収集の要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。